

(健II79F)

令和3年5月11日

都道府県医師会  
担当理事 殿

日本医師会常任理事  
釜 范 敏  
宮 川 政 昭

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施体制の構築を踏まえた  
特定健康診査の実施について

特定健康診査（以下「特定健診」）については、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、保険者において、40歳以上の加入者に対し、毎年度、当該年度内を期限として行うこととされています。

今般、新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の業務を行っている医療機関が特定健診を実施する場合、被保険者等の円滑な受診が困難になる恐れがあることから、特定健診の実施については、自治体内での調整および郡市区医師会等の医療機関・関係する保険者との協議の上、受診を希望する被保険者・被扶養者の受診を可能としながらも、ワクチン接種機会が損なわれないよう健診実施期間を見直す等柔軟な対応を求める旨、本会宛て別添の事務連絡がありましたのでご連絡申し上げます。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、郡市区医師会及び関係医療機関に対する情報提供についてご高配のほどお願い申し上げます。

事務連絡  
令和3年4月28日

(別記) 御中

厚生労働省健康局健康課予防接種室  
厚生労働省保険局医療介護連携政策課医療費適正化対策推進室

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施体制の構築を踏まえた  
特定健康診査の実施について

都道府県、市町村、特別区におかれでは、新型コロナウイルス感染症にかかる予防接種の実施体制の整備を行っていただいているところです。

一方、保険者におかれでは、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第20条の規定により、40歳以上の加入者に対し、毎年度、当該年度内を期限として特定健康診査（以下「特定健診」という。）を行うこととされているところです。

こうした中、新型コロナウイルス感染症にかかる予防接種の業務を行っている医療機関が特定健診を実施する場合、被保険者等の円滑な受診が困難になるおそれがあります。

このため、特定健診の実施については、自治体内で調整の上、都市医師会等の医療機関及び関係する保険者と協議の上、特定健診の受診を希望する被保険者・被扶養者の受診を可能としながらも、ワクチン接種機会が損なわれないよう健診実施期間を見直す等柔軟に対応をいただくようお願いします。

なお、前年度特定保健指導の対象者に該当している等の生活習慣病のリスクが高い加入者については、受診勧奨に努めていただくなど、受診が遅れないよう必要な対応をお願いします。

以上について、別記の団体等のうち、都道府県民生主管部（局）国民健康保険主管課（部）におかれでは、貴管内市町村（特別区を含む。）及び国民健康保険組合に周知いただくとともに、その他の団体等におかれでは、貴管下の関係団体及び関係者に周知いただきますようお願いします。

## 【別記】

### 【地方公共団体】

各 
$$\begin{cases} \text{都} & \text{道} & \text{府} & \text{県} \\ \text{保健所設置市} \\ \text{特 別 区} \end{cases}$$
 衛生主管部（局）

都道府県民生主管部（局）

国民健康保険主管課（部）

### 【保険者及びその中央団体】

国民健康保険中央会

全国国民健康保険組合協会

健康保険組合連合会

全国健康保険協会

共済組合連盟

日本私立学校振興・共済事業団

地方公務員共済組合協議会

### 【健診実施機関等】

日本医師会

全国労働衛生団体連合会

全日本病院協会

日本人間ドック学会

予防医学事業中央会

結核予防会

日本病院会

日本総合健診医学会